

令和6年度第8回教育委員会会議日程

開催期日 令和6年9月27日（金）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場地下会議室5・6

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 教育長の報告
- 日程第3 報告第18号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第4 報告第19号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第5 議案第29号 教育委員会委員の道内研修実施の件
- 日程第6 議案第30号 令和6年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件
（非公開）
- 日程第7 議案第31号 芽室町奨学金貸付条例規則中一部改正の件
- 日程第8 議案第32号 芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例規則中一部改正の
件
- 日程第9 議案第33号 芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

閉 会

日程第3

報告第18号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和6年9月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度就学援助認定総括表(9月認定者)

(令和6年9月1日現在)

申請世帯	1	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	1	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	1	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校			1				1
芽室南小学校							0
合計	0	0	1	0	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
合計			0

◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

令和6年度就学援助認定総括表

(令和6年9月1日現在)

申請世帯	114	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	106	世帯
要保護世帯	0	世帯
準要保護世帯	106	世帯
経済的困窮世帯	34	世帯
児童扶養手当受給世帯	67	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	6	世帯
認定廃止世帯	2	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	114	106	6	0	10.1

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	14	7	11	11	8	17	68
上美生小学校							0
芽室西小学校	3	5	7	4	3	6	28
芽室南小学校							0
合計	17	12	18	15	11	23	96

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	14	13	16	43
上美生中学校	1		1	2
芽室西中学校	2	2	6	10
合計	17	15	23	55

合計 151

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1	1		1	2	5
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1				1	3
芽室南小学校							0
合計	1	2	1	0	1	3	8

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2			2
上美生中学校				0
芽室西中学校		1		1
合計	2	1	0	3

合計 11

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
8	6	6	6	1	8	35
						0
2	4	4	3	2	2	17
						0
10	10	10	9	3	10	52

(中学校)

1年	2年	3年	計
5	8	11	24
1		1	2
2	1	6	9
8	9	18	35

合計 87

○要保護の停止・廃止

芽室小学校 3年 1人
芽室中学校 1年 1人
3年 1人

○町民税非課税・減免

芽室小学校 1年 1人
4年 1人
5年 1人
6年 1人
芽室西小学校 6年 1人
芽室中学校 2年 1人

○国民年金保険料免除

芽室小学校 5年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1)に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2)に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第4

報告第19号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和6年9月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

令和元年6月17日条例第16号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第5

議案第29号

教育委員会委員の道内研修実施の件

教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的として、教育委員会委員の道内研修を実施しようとするものであります。

令和6年9月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度 教育委員会委員視察研修（案）

1 研修内容 部活動の地域移行に関する課題及び解決方策について

2 目的

令和6年度に芽室町部活動地域移行推進協議会を設置し、段階的に準備等が進められているところですが、芽室町教育委員会として地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ環境を整備し、少子化の中でも、将来にわたり子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保していくための調査及び研究を目的とした、視察研修を実施します。

3 視察研修先

(1) NPO法人おにスポ

同法人は、地域にゆかりのある人々に対して、文化、スポーツを通じたコミュニティ形成に関する事業を行い、多くの市民が笑顔溢れる社会づくりに努めるほか、スポーツの普及、振興及び地域社会の発展に貢献している。

(2) 安平町教育委員会

同町教育委員会では、運動部活動の地域移行に関する実証事業を実施しており、総合型地域スポーツクラブにスポーツ・文化環境構築を委託し、子供から大人までみんなが文化やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んでいる。

4 研修先訪問予定日時及び場所

(1) 令和6年10月10日（木） 15時00分から16時30分
NPO法人おにスポにおいての説明等

(2) 令和6年10月11日（金） 10時30分から12時00分
安平町教育委員会においての説明等

5 参加者

(1) 教育長及び委員：3名

程野仁教育長、鳥本和宏教育長職務代理者、福井栄子委員

(2) 事務局：2名

金須智秋教育総務係長、金沢貴樹教育総務係主任

(3) 生涯学習課：2名

江崎健一生涯学習課長、梅森祐之スポーツ振興係長

行程案（全日程公用車による移動）

【10月10日（木）】

- 8時55分 役場前集合
- 9時00分 教育支援センターゆうゆう見学（～9時20分）
- 9時20分 芽室町中央公民館前出発
- 15時00分 NPO法人おにスポ視察（～16時30分）
※部活動の地域移行に関すること
- 16時30分 苫小牧市に移動
- 17時30分 苫小牧市内にて宿泊

【10月11日（金）】

- 9時30分 宿泊先出発
- 10時30分 安平町教育委員会視察（～12時00分）
※部活動の地域移行に関すること
- 16時00分 役場前到着

日程第 6

議案第 30 号

令和 6 年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件（非公開）

令和 6 年度全国学力・学習状況調査の調査及び分析結果並びに今後の対応について、
広報誌に掲載しようとするものであります。

令和 6 年 9 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第7

議案第31号

芽室町奨学金貸付条例規則中一部改正の件

芽室町奨学金貸付条例規則の一部を改正しようとするものであります。

令和6年9月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町奨学金貸付条例施行規則（平成29年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を次のように改める。

（5） 連帯保証人の市町村民税（特別区税を含む。）の課税証明書（申請者の保護者を除く。）

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第10条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

説 明

申請者の負担軽減を図るために申請時の提出書類を改正するもの。

芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する教委規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(貸付の申請)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、条例第4条第1項の規定により貸付け申請時に以下の書類を町長に提出するものとする。</p> <p>(1) 一略— (2) 一略— (3) 一略— (4) 一略— (5) 連帯保証人の市町村民税（特別区税を含む。）の課税証明書（申請者の保護者を除く。）</p> <p>(6) 一略— (償還の延長又は免除の申請)</p> <p>第10条 条例第12条の規定により償還の延長又は免除を受けようとする者（以下「延長又は免除申請者」という。）は、償還延長・免除申請書（第14号様式）を町長に提出するものとする。</p> <p>附 則（令和6年9月 日教委規則第 号） この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(貸付の申請)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、条例第4条第1項の規定により貸付け申請時に以下の書類を町長に提出するものとする。</p> <p>(1) 一略— (2) 一略— (3) 一略— (4) 一略— (5) 連帯保証人の市町村民税（特別区税を含む。）の課税証明書</p> <p>(6) 戸籍謄本の写し（連帯保証人が町外居住者の場合）</p> <p>(7) 一略— (償還の延長又は免除の申請)</p> <p>第10条 条例第12条の規定により償還の延長又は免除を受けようとする者（以下「延長又は免除申請者」という。）は、償還延長・免除申請書（第14号様式）を町長に提出するものとする。</p> <p>2 条例第11条第1項の規定により償還の免除を申請するとき、前項に加えて延長又は免除申請者の当該年度の課税を証明する書類を町長に提出しなければならない。</p>

日程第 8

議案第 32 号

芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 6 年 9 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則（平成 11 年教委規則第 16 号）の
一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「(12 月 30 日～翌年 1 月 6 日まで)」を「(12 月 29 日～翌年 1 月 3
日まで)」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

説明

芽室町ふるさと歴史館の年末年始休館日を変更しようとするものであります。

芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(休館日) 第4条 歴史館の休館日は次のとおりとする。ただし、委員会が特に認めたとときは、変更又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 一略一 (2) 年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)</p> <p>附 則 この規則は、令和6年10月1日から施行する。</p>	<p>(休館日) 第4条 歴史館の休館日は次のとおりとする。ただし、委員会が特に認めたとときは、変更又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 一略一 (2) 年末年始 (12月30日から翌年1月6日まで)</p>

日程第9

議案第33号

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和6年9月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則（平成元年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「（12月31日から翌年の1月5日まで）」を「（12月29日から翌年の1月3日まで）」に改める。

第10条第2項中「1週間以内」を「2週間以内」に、「2点」を「3点」に改め、同条第3項中「視聴覚資料貸出（兼予約）申込書」を「視聴覚資料貸出申込書」に改め、同条第6項本文中「図書」の次に「、視聴覚資料」を、「2週間まで」の次に「を限度として認め、」を加え、「、視聴覚資料は1週間までを限度として認め、」を削る。

第18条第2項中「視聴覚コーナー利用申込書（第4号様式）」を「視聴覚資料貸出申込書（第2号様式の2）」に改める。

第1号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

説 明

図書館休館日の変更、視聴覚資料の貸出点数の変更等を行うため関連する規則を改正するものであります。

茅室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(開館時間と休館日)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 年末年始 (12月29日から翌年の1月3日まで)</p> <p>(3)と(4) 一略一</p> <p>(貸出期間及び冊数)</p> <p>第10条 一略一</p> <p>2 視聴覚資料の貸出し期間は2週間以内とし、同時に貸出しを受けることができる資料数は、1人3点とする。</p> <p>3 前項の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ<u>視聴覚資料貸出申込書</u> (第2号様式の2) を提出しなければならない。</p> <p>4と5 一略一</p> <p>6 貸出し期間の延長は、期間内に申し出のあった者に対してのみ申出日から図書、<u>視聴覚資料は2週間までを限度として認め、電子書籍は返却期限から1週間までを限度として認める</u>。ただし、貸出予約のある図書館資料については、この限りでない。</p>	<p>(開館時間と休館日)</p> <p>第3条 一略一</p> <p>2 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 年末年始 (12月31日から翌年の1月5日まで)</p> <p>(3)と(4) 一略一</p> <p>(貸出期間及び冊数)</p> <p>第10条 一略一</p> <p>2 視聴覚資料の貸出し期間は1週間以内とし、同時に貸出しを受けることができる資料数は、1人2点とする。</p> <p>3 前項の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ<u>視聴覚資料貸出(兼予約)申込書</u> (第2号様式の2) を提出しなければならない。</p> <p>4と5 一略一</p> <p>6 貸出し期間の延長は、期間内に申し出のあった者に対してのみ申出日から図書は2週間まで、<u>視聴覚資料は1週間までを限度として認め、電子書籍は返却期限から1週間までを限度として認める</u>。ただし、貸出予約のある図書館資料については、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>(館内視聴、視聴場所等) 第18条 一略一 2 視聴覚コーナーは個人視聴とし、あらかじめ視聴覚資料貸出申 込書 (第2号様式の2) を提出しなければならぬ。</p> <p>3と4 一略一</p>	<p>(館内視聴、視聴場所等) 第18条 一略一 2 視聴覚コーナーは個人視聴とし、あらかじめ視聴覚コーナー利 用申込書 (第4号様式) を提出しなければならぬ。</p> <p>3と4 一略一</p>

改正案

第2号様式の2 (第10条第3項、第18条第2項関係)

第2号様式の2 (第10条第3項、第18条第2項関係)

視聴覚資料貸出申込書 (館外貸出 予約 館内視聴)

年 月 日

〒 室町図書館 長あて

氏名 _____ 保護者氏名 _____

利用者番号 _____ 電話番号 _____

※ 小学生以下は保護者が申し込みをしてください。

下記資料は、著作権法に基づき家庭内で、個人視聴を目的として利用します。
著作権者に無断でコピー(複製)したり、上映や放送に使用することはできません。
破損又は紛失したときは、弁償します。

登録番号	L・V・D・C・T-	タイトル
登録番号	L・V・D・C・T-	タイトル
登録番号	L・V・D・C・T-	タイトル

視聴人数 _____ 人
※ 館内で視聴する方は記入してください。

観覧記入欄
開始時間 _____ 分
終了時間 _____ 分

処理者 _____

現行

第2号様式の2 (第10条第3項関係)

館外貸出用

視聴覚資料貸出(兼予約)申込書

〒 室町図書館 長あて

利用者登録番号

氏名 _____

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 小学生以下の方は保護者が記入して、お子様と一緒にカウンター職員に提出してください。

住所 _____

電話番号 _____

※小学生以下のお子様は、保護者を記入してください。

保護者氏名 _____

つぎの資料の貸出しをお願いします。

登録番号	V・D・C・T-	タイトル	登録日
登録番号	V・D・C・T-	タイトル	

- ・私が借りた上記資料は、著作権法に基づき家庭内で、個人視聴を目的として利用します。
- ・著作権者に無断でコピー(複製)したり、上映や放送に使用することはありません。
- ・上記資料を破損又は紛失したときは、弁償します。

第3号様式(第15条関係)

第3号様式(第15条関係)

第3号様式(第15条関係)

団体利用登録申請書

団体利用番号	受付年月日 年 月 日	処理者
		<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 登録変更

以下の太枠線内にご記入ください。

フリガナ		
団体名		
住所	〒 082-	
フリガナ	施設電話番号 →	
登録者名	FAX番号 □同上 □上記と異なる	

以下、芽室町図書館利用者カードの登録がない方のみご記入ください。

生年月日 大 昭 平 令	年 月 日	固定電話番号 → FAX番号 □同上 □上記と異なる
住所	〒 -	携帯電話番号 →

図書館職員記入欄

- 運転免許証
- マイナンバーカード
- 健康保険証
- 社員証
- 芽室町図書館利用者カード
- 名刺
- 職員録
- その他()

芽室町図書館

第3号様式(第15条関係)

団体利用登録申請書

団体利用登録番号	受付年月日 年 月 日	処理者
		<input type="checkbox"/> 新規登録 <input type="checkbox"/> 登録変更

以下の太枠線内にご記入ください。

フリガナ		
団体名		
住所	〒 082-	
フリガナ	*電話・FAX 番号 空	
登録者名	FAX 番号は □同上 □なし □電話番号と異なる場合!	
	FAX 番号 空	
	*携帯番号 空	

以下、芽室町図書館利用者カードの登録がない方のみご記入ください。

生 年 月 日	年 月 日	*電話・FAX 番号 空
現住所	〒 -	FAX 番号は □同上 □なし □電話番号と異なる場合!
		FAX 番号 空
		*携帯番号 空

図書館職員記入欄

- 運転免許証
- 健康保険証
- 社員証
- 芽室町図書館利用者カード
- その他()

芽室町図書館

改正案

第5号様式(第18条、第20条関係)

第5号様式(第18条、第20条関係)

視聴覚室使用申込書

茅室町図書館長 様

申込日	年 月 日
フリガナ	
氏名	
団体名	
住所	〒
電話番号	

次のとおり使用したいので、茅室町図書館設置及び管理条例施行規則第20条の規定により申請します。

使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使用目的	
使用人数	(大人 人/中学生以下 人) 計 人
当日の責任者名	
備考	

館長	係長	係

現行

第5号様式(第18条、第20条関係)

第5号様式(第18条、第20条関係)
視聴覚室使用申込書

年 月 日

茅室町図書館長 様
住所
申請者 氏名
電話

次のとおり使用したいので、茅室町図書館設置及び管理条例施行規則第20条の規定により申請いたします。

使用日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使用目的	
使用人員	人
当日の責任者名	
備考	

館長	係長	係

改正案

第6号様式(第23条関係)

第6号様式(第23条関係)

展示コーナー使用申込書

茅室町図書館長 様

申込日	年 月 日
フリガナ	
氏名	
住所	〒
固定電話	
携帯電話	

次のとおり使用したいので、茅室町図書館設置及び管理条例施行規則第23条の規定により申請します。

展示期間	開始	年 月 日(曜日)
	終了	年 月 日(曜日)
搬入・搬出日	搬入	年 月 日(曜日) 時 分~
	搬出	年 月 日(曜日) 時 分~
展示名		
作品名	作品点数	点
	使用面数	面
出品責任者名		
備考		

*展示作品の保管は申請者が責任を負うものとします。
*以上、同意の上お申し込みいただきますようお願いいたします。

館長	係長	係

現行

第6号様式(第23条関係)

第6号様式(第23条関係)

展示コーナー使用申込書

年 月 日

茅室町図書館長

あて

氏名
申請者住所
電話

次のとおり使用したいので、茅室町図書館設置及び管理条例施行規則第23条の規定により申請いたします。

使用期間	自	年 月 日()
	至	年 月 日()
展示会名		
作品名・点数	作品名	点
	出品責任者名	出品者数
備考		

*展示作品の保管は申請者が責任を負うものとします。

館長	係長	係

改正案

第7号様式(第27条関係)

第7号様式(第27条関係)

複写申込書

茅室町図書館長 様

申込日	年 月 日
氏名	
住所	〒
電話番号	

次の条件を了承の上、複写を申し込みます。

- 1 複写は著作権法第31条の制限の範囲内で行い、個人的な調査・研究のため使用します。
- 2 複写物使用により著作権上の問題が生じた場合は、申込者が責任を負うものとします。

資料名	
著者名 編纂者名	
複写箇所	

職員記入欄	白黒 カラー	枚	合計	枚	処理者
-------	-----------	---	----	---	-----

附則

この規則は令和6年10月1日から施行する。

現行

第7号様式(第27条関係)

第7号様式(第27条関係)

複写申込書

(コピー)

年 月 日

茅室町図書館長

かて

氏名
住所
電話

著作権法第31条の規定により次の資料の複写を申し込みました。

資料名																									
著者名 編纂者名																									
複写箇所																									
使用目的																									
複写枚数	<table border="1"> <tr> <td>A4</td> <td>枚</td> <td>合計</td> <td>枚</td> <td>枚</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>A3</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B5</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B4</td> <td>枚</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	A4	枚	合計	枚	枚	枚	A3	枚					B5	枚					B4	枚				
A4	枚	合計	枚	枚	枚																				
A3	枚																								
B5	枚																								
B4	枚																								

館長	係長	係